

○教育実習の履修条件（学校教育学類）

1. 小学校および中学校教育職員免許状を取得しようとする学生は、教育実習実施の前年度までに次の項目に該当した場合、原則として教育実習を履修することができません。
 - (1) 履修ガイド [第4表-2] (小学校)、[第4表-4] (中学校教諭一種 (国語))、[第4表-5] (中学校教諭一種 (保健体育)) における、「各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。）」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち、必修科目の単位を習得できなかった者。
 - (2) 履修した全ての科目の平均点が70点に満たない者。

2. 特別支援学校教育職員免許状を取得しようとする学生は、教育実習実施の前年度までに次の項目に該当した場合、原則として教育実習を履修することができません。
 - (1) 履修ガイド [第4表-9] 「特別支援教育の基礎理論に関する科目」、「特別支援教育領域に関する科目」、「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」のうち、必修科目の単位を習得できなかった者。
 - (2) 履修した全ての科目の平均点が70点に満たない者。